



■各投票所と投票時間

※第11投票区及び第18投票区の投票時間が
今年から変更となっております

投票区	投票場所	区 域	時 間
1	湾 月 生 活 館	湾月、愛冠	7時～20時
2	子 夢 希 児 童 館	松葉（1丁目、2丁目、3丁目1～58、 3丁目85～100）、有明、梅香、 若竹（1丁目、2丁目、3丁目1～13、 3丁目33～111）	〃
3	湖 南 地 区 集 会 所	松葉（3丁目59～84、3丁目101～ 4丁目）、奔渡（1丁目）、若竹（3丁目 14～32、3丁目112～、4丁目）	〃
4	多機能共生型地域交流センター	奔渡（2丁目～4丁目）	〃
5	漁村環境改善総合センター	奔渡（5丁目～7丁目）	〃
6	中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋	9時～16時
7	床潭地区漁村センター	床潭	7時～19時
8	中央公民館末広分館	末広	9時～16時
9	トライベツ地区集会所	トライベツ	〃
10	若 松 地 区 集 会 所	若松	7時～19時
11	糸 魚 沢 地 区 集 会 所	糸魚沢	9時～16時
12	生 活 改 善 セ ン タ ー	港町	7時～20時
13	真 栄 地 区 集 会 所	真栄	〃
14	住 の 江 地 区 集 会 所	住の江、山の手	〃
15	宮 園 地 区 集 会 所	宮園1丁目（第16投票区以外の番地）、 宮園2丁目	〃
16	宮 園 鉄 北 地 区 集 会 所	宮園（1丁目372～389、宮園3丁目、 4丁目）、白浜、光栄	〃
17	門 静 地 区 集 会 所	門静、太田宏陽、乙幌	7時～19時
18	中央公民館苫多分館	苫多（第19投票区以外の番地）、 沖万別（8、14）、尾幌（1582）	9時～16時
19	尾 幌 酪 農 ふ れ あ い 館	尾幌（第18投票区以外の番地）、 苫多（6）、沖万別（36）	7時～19時
20	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌	〃
21	太 田 活 性 化 施 設	太田、大別、セタニウシ、サッテベツ、 片無去（930、945、1055）	〃
22	片 無 去 地 区 集 会 所	片無去（第21投票区以外の番地）	〃

病院などできる 不在者投票

不在者投票ができる病院や施設に
入院、入所している人は、その場所
で投票ができます。投票を希望する
人は、入院している病院の院長、入
所している施設の施設長またはその
代理人に投票用紙などの請求を依頼
してください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいなどがあるた
め、投票所に行けない人は、自宅で
郵便による投票ができます。この場
合、郵便等投票証明書の交付を受け
ておく必要があります。7年間の有
効期限が切れる人、新たに交付を受
ける人は、早めに申請の手続きをし
てください。郵便等投票証明書は、
本人が署名した（代理記載の場合は

不要）交付申請書に、身体障害者手
帳、戦傷病者手帳または介護保険の
被保険者証を添えて申請すると交付
されます。この証明書を添えて7月
6日（水）までに投票用紙の請求をし
てください。
なお、この投票ができる人は、次
のとおりです。

●身体障害者手帳に「両下肢、体幹、
移動機能の障害の程度が一級若しく
は二級である者」、「心臓、じん臓、
呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝
臓の障害については特別項症から第
三項症までである者」として記載さ
れている人

●戦傷病者手帳に「両下肢、体幹の
障害については特別項症から第二項
症までである者」、「心臓、じん臓、
呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝
臓の障害については特別項症から第
三項症までである者」として記載さ
れている人

ほかの市町村での投票

●介護保険の被保険者証に「要介護
状態区分が要介護5である者」とし
て記載されている人

長期出張などで投票日当日、厚岸
町で投票することができない人は、
最寄りの選挙管理委員会では不在者投
票ができます。投票用紙の請求は、
早めに厚岸町選挙管理委員会に申し
込んでください。

この場合、投票用紙の請求書は、
必ず本人の自書でなければなりません。



●選挙についての問い合わせ／
厚岸町選挙管理委員会